「久留米市立牟田山中学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

１　いじめの防止等の取組に関する基本理念について

(1)　いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。

(2)　いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

(3)　生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

(4)　学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

２　いじめの防止に向けた学校組織体制について

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2)いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア　「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「牟田山中学校いじめ防止基本方針」を定める。なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、その内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

イ　「校内いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭（副校長）、教務担当、生徒指導主事、専任補導、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する「校内いじめ・不登校問題対策委員会」を設置し、週１回、定期的に開催する。

ウ　学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ・不登校問題対策委員会」において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

エ　関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化を引き続き行い、連携強化に努める。

オ　適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート等による評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「校内いじめ・不登校問題対策委員会」において行う。

３　いじめの防止のための具体的取組について

(1)いじめを生まない教育活動の推進

ア　人間関係スキル育成の取組の推進

授業にペア活動、小集団学習活動を取り入れた交流活動を取り入れる。

イ　生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

①「道徳の時間」における実態に即した取り扱う内容項目を重点化した授業実施と教材研究の充実

② 防災と命について考える１月１７日の「命（防災）の学習」の実施

ウ　基本的生活習慣や規範意識の育成

①あいさつ、掃除の徹底（職員の率先垂範、生徒会活動として）

②清掃活動を中心とした校区内のボランティア活動

エ　いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

①学級、学年の課題に着目させ、解決のために話し合う場を設定する学級活動に取り組む。

②学級活動等での自他の良さを見つけ、認め合う活動と支持的風土づくり

オ　生徒の自治的活動の推進

①明るく、安心して学校生活を送ることをめざした、登下校あいさつ運動と部活動ごとの下校指導

②生徒集会における久留米市中学校生徒会統一スローガンの意義の確認

カ　生徒の存在感や連帯感を高める体験活動の推進

①学級、学年、ブロック集団での自己存在感を味わわせる体育大会の取組

②学級集団での連帯感を味わわせる文化発表会の取組

(2)いじめの早期発見

ア　いじめ問題に対する取組を深めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用した校内研修を行う。

イ　「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に１回）及び「学校生活アンケート」（月１回）を実施する。また、毎年１０月の久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

ウ　生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に１回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

エ　定例学年会（月１回）で必ず生徒の情報交換を行い、生徒の人間関係や気になる生徒の共通理解・情報共有を行う。毎朝の学年打ち合わせにおいても、生徒の情報を出していく。

オ　定例職員会議（月１回）では各学年より生徒指導の報道を行い、全職員で生徒の状況を把握する。いじめ等の重大な事案については、先に運営委員会においても報告を行う。

オ　欠席生徒への電話連絡や家庭訪問は確実に行い、保護者との連携を図るとともに、生徒の変化に目を配るようにする。最低でも、３日連続の欠席には家庭訪問を行う。

カ　休み時間や昼休みに等も生徒の様子に目を配り、生徒がいるところには教師がいる動きをつくる。

(3)いじめの早期対応

ア　いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ・不登校問題対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。

　また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。

ウ　学校がいじめの事実を確認した場合において、必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った生徒に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ　学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ　学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

カ　いじめが解消した場合でも、そのあと３ヶ月は注視する。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

ア　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ　具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ　家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。併せて、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 教員研修の充実

ア　年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ　夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ　「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的に実施する。

エ　授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ　教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

ア　保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ　家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ　福岡県ＰＴＡ連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力に努める。また、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら、より多くの大人が子どもの悩みなどに気付き、受け止めることができるように努める。

４　重大事態への対処について

いじめにより、生徒の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1)　重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。

(2)　市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。

(3)　上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調 査を行う。

(4)　いじめられた生徒又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる生徒の心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

(5)　学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

(6)　当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。